

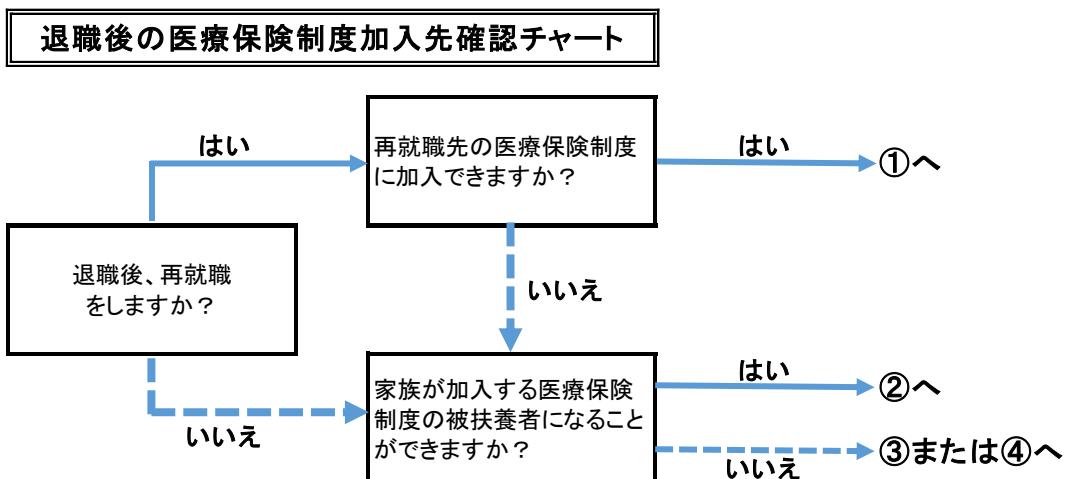
～退職後の公的医療保険について～

◆退職後は、何らかの公的医療保険制度に加入する必要があります

組合員の皆さまが退職すると、退職日の翌日から組合員の資格を喪失するため、医療機関等での共済組合による保険適用が受けられなくなります。

そのため、退職後の状況に応じて、次のいずれかの公的医療保険制度への加入手続が必要になります。

※「資格確認書」の返納については、交付された者のみとなります。



医療保険制度加入先	加入手続窓口
①再就職先の医療保険制度 (健康保険組合等)	再就職先の担当窓口
②家族が加入している健康保険組合等の 被扶養者 (家族の被扶養者になる。)	家族の勤務先の担当窓口
③共済組合の任意継続組合員制度	所属所 (勤務先) の共済組合事務担当課 ・退職日から 20 日以内に加入手続が必要です。 ・「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。
④国民健康保険制度	自分が居住する市町村の担当窓口

※②、④への加入手続を行う場合には、共済組合が交付する資格喪失証明書の提出が必要です。

資格喪失証明書は、4月上旬に共済組合事務担当課あてに送付予定です。

※②の家族の被扶養者になる場合は、家族の加入している健康保険組合等の被扶養者認定要件を満たす必要があります。

◆共済組合の任意継続組合員制度とは

退職後も在職時と同様に、短期（医療）給付を受けることができる制度です。

なお、退職後は互助会へ加入することができませんので、互助会からの給付は受けられません。

加入資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方
加入できる期間	退職の日の翌日から最長で2年間(申出により、中途脱退も可能)
手続	<p>退職日から20日以内に加入手続が必要です。</p> <p>「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所の共済組合事務担当課に提出してください。</p> <p>※令和8年3月31日退職の場合、令和8年4月19日までに手続が必要ですが、該当日が日曜日であるため、令和8年4月17日に共済組合必着となります。</p>
掛金	<p>〈算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期掛金(月額) = 標準報酬月額(※) × 短期掛金率(97.0/1000) ・介護掛金(月額) = 標準報酬月額(※) × 介護掛金率(15.6/1000) ・子ども子育て支援金(月額) = 標準報酬月額(※) × 支援金率(2.3/1000) <p>注: 介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が対象となります。</p> <p>注: 上記の短期掛金率、介護掛金率は令和7年度の率です。令和8年度は、変更になる場合があります。</p> <p>注: 子ども子育て支援金は令和8年度から新設されました。</p> <p>※標準報酬月額は、次の①又は②を比較して、どちらか少ない額となります。</p> <p>①退職した月の短期掛金の対象となった標準報酬月額</p> <p>②前年9月30日における短期給付の適用を受けている全ての組合員の平均標準報酬月額 (令和7年度の平均標準報酬月額 340,000円)</p> <p>注: 今年度未退職する方は、令和7年9月30日時点の平均標準報酬月額が適用されます。)</p>
掛金の納入方法	<p>掛金等については、各自納入していただきます。</p> <p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金等の納入の際に発生する振込手数料は、各自負担となります。 ・納入方法は、1年払い、半年払い、毎月払いの3種類あります。納入方法については、申請後、変更することができないので御注意ください。 ・1年払い、半年払いの場合は、掛金等の割引が適用されます。 ・希望する方法を「任意継続組合員資格取得申出書」に必ず記入してください。

**資格情報通知書
及び
資格確認書の交付**

- ・任意継続組合員資格取得申出書の受理後、任意継続組合員制度加入者全員に資格情報通知書をご自宅に郵送します。
※資格情報通知書のみでは医療機関等を受診できません。医療機関等において、マイナ保険証で資格確認を行えない場合に、マイナ保険証と併せて資格情報通知書をご提示ください。
- ・マイナ保険証の利用登録をしている方には、原則資格確認書を交付しません。マイナ保険証をご利用ください。
- ・マイナ保険証の利用登録をしていない方には、資格確認書をご自宅に郵送します。ただし、掛金等の納入方法に応じて、資格確認書に有効期限が設定されます。毎月払いを選択すると、毎月月末が有効期限となり、毎月有効期限の切れた資格確認書の返納が必要になりますので、1年払い、半年払いをお勧めします。